

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
三島高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 730 583">品種</th> <th data-bbox="730 510 1020 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="1020 510 1302 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 510 1451 583">数量</th> <th data-bbox="1451 510 1629 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 583 730 674">家具什器類</td> <td data-bbox="730 583 1020 674">運動及び娯楽用具 平行棒</td> <td data-bbox="1020 583 1302 674">昭和47年3月31日</td> <td data-bbox="1302 583 1451 674">1</td> <td data-bbox="1451 583 1629 674">116,250円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	運動及び娯楽用具 平行棒	昭和47年3月31日	1	116,250円	<p>検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
家具什器類	運動及び娯楽用具 平行棒	昭和47年3月31日	1	116,250円								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年10月28日)